

令和5年第2回定例会（6月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和5年6月13日
総務部

【予算関係】

財 政 課	令和5年度6月補正予算に関する説明資料	・ ・ 1
行 政 経 営 課	行政サービスの提供のあり方検討事業について	・ ・ 5
総 合 防 災 課	災害弔慰金の負担金について	・ ・ 6

【議案関係】

人 事 課	「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」 について（議案第124号）	・ ・ 7
税 務 課	「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について（議案第125号）	・ ・ 9

財政課

令和5年度6月補正予算
に関する説明資料

(議案第122号)

令和5年度6月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金	46,774	土木費負担金 44,558 (374,648 → 419,206)	
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	12,660,488	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 6,232,014 (1,136,469 → 7,368,483) 地方道路交付金事業費 3,971,722 (6,601,870 → 10,573,592)	
10 財産収入			
11 寄附金	26,000	文化振興事業費 26,000 (20,000 → 46,000)	
12 繰入金			
13 繰越金	813,710	前年度繰越金 813,710 (1 → 813,711)	
14 諸収入	7,655	あきたの魅力ある水田農業確立対策事業 6,681 (1 → 6,682)	
15 県 債	3,717,400	地方道路交付金事業費 2,094,800 (3,898,300 → 5,993,100) 国直轄道路事業負担金 765,300 (3,580,400 → 4,345,700)	
合 計	17,272,027	582,599,840 → 599,871,867	

令和5年度6月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費			
2 総務費	760,814	公共交通燃料高騰等対策事業 375,589 (0 → 375,589) 地域主体による大館能代空港活性化支援事業 145,000 (1,800 → 146,800) 県有体育施設整備改修事業 104,901 (146,396 → 251,297)	
3 民生費	901,393	医療・介護・福祉施設省エネルギー化支援事業 402,579 (0 → 402,579) 介護保険施設等物価高騰対策事業 216,000 (0 → 216,000) 障害児・者施設整備補助事業 89,692 (198,728 → 288,420)	
4 衛生費	648,505	医療施設等物価高騰対策事業 634,362 (0 → 634,362)	
5 労働費			
6 農林水産業費	2,363,002	畜産経営維持緊急支援事業 608,390 (0 → 608,390) あきたの魅力ある水田農業確立対策事業 335,137 (6,109 → 341,246) 土地改良区体制強化事業 300,000 (17,347 → 317,347) 農地耕作条件改善事業 274,787 (706,447 → 981,234) 林業成長産業化総合対策事業 201,215 (0 → 201,215)	
7 商工費	2,545,459	LPGガス価格高騰対策緊急支援事業 825,265 (0 → 825,265) 特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業 531,360 (0 → 531,360) 観光施設魅力向上事業 327,420 (553,422 → 880,842) 宿泊施設等生産性向上支援事業 251,621 (0 → 251,621)	
8 土木費	8,817,625	地方道路交付金事業 6,304,293 (11,222,755 → 17,527,048) 国直轄道路事業負担金 850,352 (3,978,315 → 4,828,667)	
9 警察費			

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
10 教 育 費	435,229	統合型校務支援システム共同調達・共同利用実証事業 171,512 (0 → 171,512) 秋田県立大学運営事業 151,721 (3,630,865 → 3,782,586) 国際教養大学運営事業 39,176 (1,133,008 → 1,172,184)	
11 災 害 復 旧 費	800,000	農業用施設災害復旧事業 580,000 (1,121,000 → 1,701,000) 農地災害復旧事業 220,000 (274,400 → 494,400)	
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	17,272,027	582,599,840 → 599,871,867	

行政サービスの提供のあり方検討事業について（新規）

行政経営課

1 目的

人口減少・少子高齢化の進行や公共施設等の老朽化などの課題が顕在化する一方で、ライフスタイル・価値観の多様化やデジタル技術の急速な進展など社会を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、中長期的な視点に立って行政サービスの提供のあり方を検討し、時代の変革に的確に対応した持続的・安定的な行政運営を目指す。

2 内容

地方行財政に精通した学識経験者をはじめ、農業、福祉など幅広い分野からの意見を取り入れるため、外部有識者会議を設置し、県の行政サービスの提供のあり方について知事への提言をいただく。

〔外部有識者会議の概要〕

委員数：8名（予定）

開催予定：令和5年7月～令和6年2月 計6回程度

令和6年3月 知事へ提言

3 予算額

4,487千円（○4,487千円）

内訳	・報償費	530千円	・旅費	2,308千円
	・需用費	1,042千円	・役務費	66千円
	・使用料	176千円	・備品購入費	365千円

災害弔慰金の負担金について

総合防災課

1 概要

今冬の大雪により亡くなられた方の遺族に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市町村が支給する災害弔慰金の一部を負担する。

2 負担金の交付先

横手市（1名）、大館市（1名）、由利本荘市（2名）

3 負担割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

4 予算額

9, 375 千円 (⊕ 6, 250 千円 ⊖ 3, 125 千円)

(内訳) 負担金補助及び交付金

- ・死亡者が受給遺族の主たる生計維持者であった場合……5,000 千円 × 3/4 × 1 名 = 3,750 千円
- ・上記以外の場合……2,500 千円 × 3/4 × 3 名 = 5,625 千円

【参考】 支給要件等

対象災害	災害救助法を適用した都道府県が2以上ある災害（全国適用）等
支給額	生計維持者が死亡した場合：5,000千円、その他の者が死亡した場合：2,500千円
支給対象者	遺族：配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（同居又は生計が同じ者に限る）

「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第124号）

人事課

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の区分が、令和5年5月8日から5類感染症に変更された。これを受け、国家公務員に準じ、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等業務手当を廃止する必要がある。

2 改正内容

条例附則第7項及び第8項において特例として規定している当該手当を廃止する。

3 施行期日

公布の日

【参考】新型コロナウイルス感染症に係る防疫等業務手当の支給要件等

支給要件	支給額（1日当たり）
・ 対象者に対して行う検査の補助や移送の作業等を行った場合	3,000円
・ 対象者の介助等身体に直接触れて作業を行った場合	4,000円

新	旧
<p>156 附則 略</p>	<p>156 附則 略</p> <p>7 (新型コロナウイルス感染症に係る防疫等業務手当の特例) 職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときは、第六条第一項の規定にかかわらず、防疫等業務手当を支給する。</p> <p>8 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、三千円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他の人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、四千円)とする。</p>

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について(議案第125号)

税務課

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)による地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例措置について、その加算する金額の割合を引き上げる等の必要がある。

2 主な改正内容

(1) 自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例の見直し

(附則第18条の12、附則第19条の3関係)

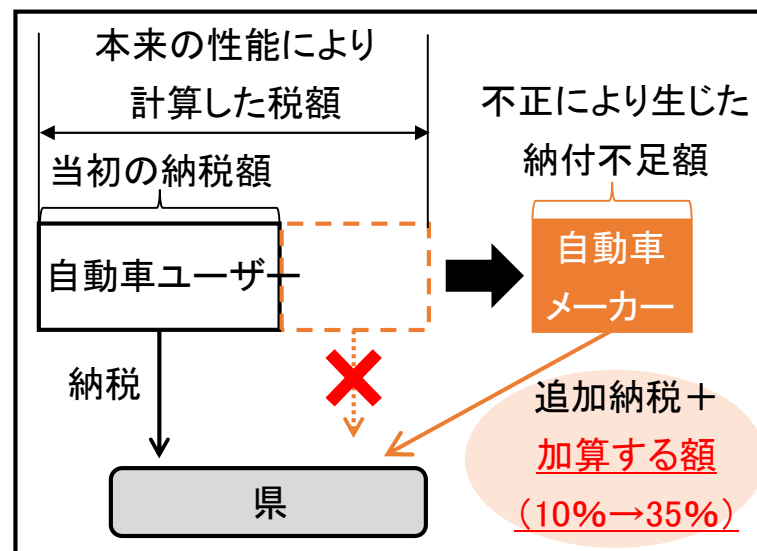
ア 制度の概要

環境性能割及び種別割において、排ガス・燃費性能に偽装があった場合には、当初の納税額が本来の性能により計算した税額よりも少額となるため、納付不足額が生じる。

この場合においては、この不足額に一定割合を加算した額を、不正を行った自動車メーカーに納税させることとしている。

イ 改正の概要

不足額に加算する割合を35% (現行10%)に引き上げる。



(2) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例の拡充（附則第12条の3関係）

ア 制度の概要

個人の県民税の所得割においては、個人投資家がいわゆるスタートアップ企業へ投資して株式を取得した場合には、当該株式の売却により生じた損失をその年の他の株式の譲渡益から控除できるとともに、控除しきれなかった損失を翌年以降に繰り越すことができる等の優遇措置が講じられている。

イ 改正の概要

この優遇措置の適用を受けられる納税義務者に、自ら発起人となってスタートアップ企業を創業し、当該企業の株式を取得した者を追加する。

(3) その他

所要の規定の整備を行う。

3 施行期日等

- (1) この条例は、一部を除き、令和6年1月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧
<p>(個人の県民税の賦課徴収)</p> <p>第三十七条の三 個人の県民税の賦課徴収は、法第七百三十九条の五の規定による場合を除くほか、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。</p> <p>2 知事は、市町村が前項の規定により 行う 個人の県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助を行う ものとする。</p> <p>(個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法)</p> <p>第三十九条 市町村が法第七百三十九条の四第二項の規定により個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、払込書により 指定金融機関に払い込むものとする。</p> <p>(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第四十一条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 市町村が徴収した個人の県民税に係る徴収金を法第十七条又は法第十七条の二の規定により 市町村が選付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額</p> <p>三 法第十七条の四の規定により 市町村が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額</p> <p>四 法第三百二十一条第二項の規定により 市町村が交付した個</p>	<p>(個人の県民税の賦課徴収)</p> <p>第三十七条の三 個人の県民税の賦課徴収は、法第四十八条の規定による場合を除くほか、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収とあわせて行なうものとする。</p> <p>2 知事は、市町村が前項の規定によつて行なう個人の県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助を行なうものとする。</p> <p>(個人の県民税に係る徴収金の払込の方法)</p> <p>第三十九条 市町村が法第四十二条第三項 の規定によつて個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、払込書によつて指定金融機関に払い込むものとする。</p> <p>(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第四十一条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 市町村が徴収した個人の県民税に係る徴収金を法第十七条又は法第十七条の二の規定によつて市町村が選付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額</p> <p>三 法第十七条の四の規定によつて市町村が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額</p> <p>四 法第三百二十一条第二項の規定によつて市町村が交付した個</p>
<p>人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額</p> <p>五 第三十六条の四の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を法第三百十四条の九第三項の規定により適用される同条第二項の規定により 市町村が選付した 場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第九条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十三条及び第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第一項及び第二項並びに附則第十一条第一項において「課税長期譲渡所得金額」という。)の百分の二に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。</p> <p>2・3 略</p>	<p>人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額</p> <p>五 第三十六条の四の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を法第三百十四条の九第三項の規定により適用される同条第二項の規定によつて市町村が選付し、又は充当した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第九条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十三条及び第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第一項及び第二項並びに附則第十一条第一項において「課税長期譲渡所得金額」という。)の百分の二に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。</p> <p>2・3 略</p>

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の特例)

第十條 略

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三條から第三十三條の四まで、第三十四條から第三十五條の三まで、第三十六條の二、第三十六條の五、第三十七條、第三十七條の四から第三十七條の六まで又は第三十七條の八の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4・5 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十二條の三 県民税の所得割の納税義務者(租税特別措置法第三十七條の十三第一項に規定する特定中小会社(以下この項において「特定中小会社」という。)の同条第一項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この項及び第六項において同じ。))により取得(同法第二十九條の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び第六項において同じ。))をしたもの(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二條第十号に規定する会社に該当することとなる)ときにおける当該株主その他の令附則第十八條の六第一項に規定する者であつたものを除く。又は租税特別措置法第三十七條の十三の二第一項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの(当該株式会社の発起人

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の特例)

第十條 略

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三條から第三十三條の四まで、第三十四條から第三十五條の二まで、第三十六條の二、第三十六條の五、第三十七條、第三十七條の四から第三十七條の六まで又は第三十七條の八の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4・5 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十二條の三 租税特別措置法第三十七條の十三第一項に規定する特定中小会社(以下この項において「特定中小会社」という。)の同条第一項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。))により取得(同法第二十九條の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。))をした県民税の所得割の納税義務者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二條第十号に規定する会社に該当することとなる)ときにおける当該株主その他の令附則第十八條の六第一項に規定する者であつたものを除く。第三項

であることその他の令附則第十八條の六第二項に規定する要件を満たすものに限る。)に限る。第三項、第五項及び第六項において同じ。)について、同法第三十七條の十三の三第一項

に規定する適用期間(第六項において「適用期間」という。)内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたこと、当該損失の金額として令附則第十八條の六第三項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第十二條の二の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第三十七條の四の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五條の三第一項の確定申告書又は租税特別措置法第三十七條の十三の三第十項において準用する同法第三十七條の十二の二第九項において準用する所得税法第二百二十三條第一項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある)と市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3・4 略

5 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(第三項又はこの項の規定により前年において控除されたものを除く。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三十七條の四の規定による申告書を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これら

、第五項及び第六項において同じ。)について、租税特別措置法第三十七條の十三の二第一項に規定する適用期間(第六項において「適用期間」という。)

内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたこと、当該損失の金額として令附則第十八條の六第二項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第十二條の二の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第三十七條の四の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五條の三第一項の確定申告書又は租税特別措置法第三十七條の十三の二第十項において準用する同法第三十七條の十二の二第九項において準用する所得税法第二百二十三條第一項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある)と市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3・4 略

5 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(第三項又はこの項の規定により前年において控除されたものを除く。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三十七條の四の規定による申告書を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これら

の申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第十二条の二第一項後段の規定にかかわらず、令附則第十八条の六第五項の規定により、当該納税義務者の附則第十二条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第十二条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

6 第三項及び前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡(租税特別措置法第三十七条の十三の三第八項に規定する譲渡をいう。)をしたことにより生じた損失の金額として令附則第十八条の六第六項の規定により計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第十二条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として令附則第十八条の六第七項の規定により計算した金額をいう。

7 略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十四条の七 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第六条の第十八第一項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第六十三条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに

の申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第十二条の二第一項後段の規定にかかわらず、令附則第十八条の六第四項の規定により、当該納税義務者の附則第十二条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第十二条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

6 第三項及び前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡(租税特別措置法第三十七条の十三の二第八項に規定する譲渡をいう。)をしたことにより生じた損失の金額として令附則第十八条の六第五項の規定により計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第十二条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として令附則第十八条の六第六項の規定により計算した金額をいう。

7 略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十四条の七 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第六条の第十七第一項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第六十三条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに

限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第七十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年(同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年)」と、第七十四条第一項中「二年以内、同条第二項第一号」とあるのは「三年(令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年)以内、前条第二項第一号」とする。

(不動産取得税の減額等)

第十六条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で令附則第七条第十五項に規定するもの(以下この項において「特例適用住宅」とする)の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で令附則

限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第七十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年(同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年)」と、第七十四条第一項中「二年以内、同条第二項第一号」とあるのは「三年(令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年)以内、前条第二項第一号」とする。

(不動産取得税の減額等)

第十六条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で令附則第七条第十四項に規定するもの(以下この項において「特例適用住宅」とする)の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で令附則

サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第十六項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

257 略

(自動車税の環境性能割が非課税となる)一般乗合用のバスに係る路線)

第十八条の十一 法附則第十二条の二の十に規定する条例で定める路線は、第三百三十六条第一項に規定する生活路線のうち規則で定めるものとする。

2 (自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第十八条の十二 略

2 前項の規定の適用がある場合における法第六十八條第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、法附則第十二条の二の十一第二項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十八条の十四 略

2・3 略

4 車両総重量(道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。)が八トンを超えるトラック(法施行規則附則第四条の十一第一項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。)であつて、同法第四十一條第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境

サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第十五項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

257 略

(自動車税の環境性能割が非課税となる)一般乗合用のバスに係る路線)

第十八条の十一 法附則第十二条の二の十第一項に規定する条例で定める路線は、第三百三十六条第一項に規定する生活路線のうち規則で定めるものとする。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第十八条の十二 略

2 前項の規定の適用がある場合における法第六十八條第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、法附則第十二条の二の十一第二項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十八条の十四 略

2・3 略

4 車両総重量(道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。)が八トンを超えるトラック(法施行規則附則第四条の十一第一項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。)であつて、同法第四十一條第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境

保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの(次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの(第六項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するものうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの(法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。)(で初回新規登録を受けるものに対する第百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

5 車両総重量が八トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一條第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するものうち、側方衝突警報装置を備えるもの(法施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するものに限る。)(で初回新規登録を受けるものに対する第百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

6 乗用車(法施行規則附則第四条の十一第十四項に規定するものに限る。)(バス(法施行規則附則第四条の十一第十五項に規定するものに限る。))又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一條第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するものうち、衝突

保全上の技術基準で法施行規則に規定するもの(次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則に規定するもの(第六項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するものうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの(法施行規則附則第四条の十一第七項に規定するものに限る。)(で初回新規登録を受けるものに対する第百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。)」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

5 車両総重量が八トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一條第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するものうち、側方衝突警報装置を備えるもの(法施行規則附則第四条の十一第十七項に規定するものに限る。)(で初回新規登録を受けるものに対する第百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。)」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

6 乗用車(法施行規則に規定するものに限る。)(バス(法施行規則に規定するものに限る。))又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一條第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するものうち、衝突

被害軽減制制御装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の第十三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに對する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

7 前各項の規定は、第二百二十四条の八第一項から第三項までの規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則附則第四条の十一第十六項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第十九条 略

2 略

3 次に掲げる自動車に對する第二百五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が発行された日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 略

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法第四百九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第二項に規定するものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない

被害軽減制制御装置を備えるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに對する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

7 前各項の規定は、第二百二十四条の八第一項から第三項までの規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則附則第四条の十一第十九項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第十九条 略

2 略

3 次に掲げる自動車に對する第二百五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が発行された日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 略

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法第四百九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第二項に規定するものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない

もので法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 略

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車等（営業用の乗用車及び乗用車に類する特種用途自動車（第五号ハ(1)の特種用途自動車のうち営業用のものをいう。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年

もので法施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの

三 略

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車等（営業用の乗用車及び乗用車に類する特種用途自動車（第五号ハ(1)の特種用途自動車のうち営業用のものをいう。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年

基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、法第四百十九條第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの（表 略）

4 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百二十五條第一項第一号イ、第四号イ及び第五号ハ(1)の規定の適用については、当該営業用の乗用車等が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの

5

(表 略)

第十九条の三 略
(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、法附則第十二条の五第二項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第二十七条の二 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供する

基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、法第四百十九條第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの（表 略）

4 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百二十五條第一項第一号イ、第四号イ及び第五号ハ(1)の規定の適用については、当該営業用の乗用車等が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第十一項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第十二項に規定するもの

5

(表 略)

第十九条の三 略
(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、法附則第十二条の五第二項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第二十七条の二 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供する

4 5 略	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略

3
2
略

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第十一条の七第四項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄の規定を適用する。

略	略	略
略	略	略
略	略	略

4 5 略	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略

3
2
略

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第十一条の七第四項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄の規定を適用する。

略	略	略
略	略	略
略	略	略

4 5 略	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第三条、附則第三条の二、附則第四条の二又は附則第九条から第十二条までの規定を適用する。

略	略	略
略	略	略
略	略	略

4 5 略	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第三条、附則第三条の二、附則第四条の二又は附則第九条から第十二条までの規定を適用する。

略	略	略
略	略	略
略	略	略